



# 埼玉県報

第 2 3 8 3 号  
平成 2 4 年 4 月 2 4 日  
火 曜 日

## 目 次

### 告示

- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(南西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(東部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(東部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(北部地域振興センター本庄事務所\)](#)
- [保育士登録申請手数料等の徴収事務委託\(子育て支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [嵐山中部土地改良区の役員就退任届\(東松山農林振興センター\)](#)
- [北田土地改良区の役員就退任届\(東松山農林振興センター\)](#)
- [嵐山南部土地改良区の役員就退任届\(東松山農林振興センター\)](#)
- [上福田土地改良区の役員就退任届\(東松山農林振興センター\)](#)
- [中条星宮土地改良区の役員退任届\(大里農林振興センター\)](#)
- [中条星宮土地改良区の清算人就任届\(大里農林振興センター\)](#)
- [中条星宮土地改良区の解散\(農村整備課\)](#)
- [鴻巣市箕田土地改良区の定款変更認可\(農村整備課\)](#)
- [毛呂山・越生都市計画下水道の変更\(都市計画課\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [建築基準法に基づく道路の位置の指定\(川越建築安全センター\)](#)
- [公告対象区域内の建築物に係る認定の取消し\(川越建築安全センター\)](#)
- [埼玉県立小児医療センターの新生児代謝異常症スクリーニング用タンデムマスシステムの賃貸借に関する入札公告\(経営管理課\)](#)

## 告 示

埼玉県告示第五百四十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十四年四月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十四年四月十六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人OASIS FUJIMI

三 代表者の氏名

岩本 佳子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県富士見市鶴瀬西三丁目十八番十号

五 定款に記載された目的

この法人は、さまざまな悩みや困難を抱える人たちの自立を支援し、誰もがその人らしく生きていける共生社会の実現に寄与することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第五百四十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十四年四月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十四年四月十三日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人緑の真珠・アスナロウの会
- 三 代表者の氏名  
保田 全
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県三郷市彦成三丁目十番八 五百十号
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、生活困窮・精神的困窮に陥っている人達にボランティアによる救済支援活動を行い、健全な生活環境回復と経済的自立を支援し社会福祉に貢献する。又、生活困窮・精神的困窮が原因で起きる様々な問題解消の為、社会福祉増進を図り、以って人々が文化的生活を営める事が出来るよう愛といたわりのある家庭とコミュニティーを創出する社会の実現に寄与する事を目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第五百四十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十四年四月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十四年四月十六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人合

三 代表者の氏名

松實 宏

四 主たる事務所の所在地

埼玉県越谷市大字上間久里千五十一番地二 三井せんげん台ハイツ五百二十

一号室

五 定款に記載された目的

この法人は、あらゆる障害を持つ人と高齢者に対し、地域に根ざした生活を快適に過ごし、安心して豊かな暮らしを送ることができる新しい福祉システムの構築をする事業を行い、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第五百四十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県北部地域振興センター本庄事務所において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十四年四月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十四年四月十六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人彩花

三 代表者の氏名

小松 直樹

四 主たる事務所の所在地

埼玉県児玉郡神川町大字植竹二百六十番地二

五 定款に記載された目的

この法人は、主に知的障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、就労支援及び住宅支援を通じて、知的障害者を援助するとともに必要な保護を行い、もって障害者福祉の増進に寄与することを目的とする。

# 告示

埼玉県告示第五百五十号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる手数料の徴収事務を、同表の中欄に掲げる者に、同表の下欄に掲げる期間委託した。

平成二十四年四月二十四日

埼玉県知事 上田清司

手数料	受託者の住所、名称及び代表者の氏名	委託期間
埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）別表福祉部の項第二号、第三号及び第四号に規定する手数料	東京都渋谷区神宮前五丁目五十三番一号 社会福祉法人日本保育協会 理事長 石井 哲夫	平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで

# 告示

埼玉県告示第五百五十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年四月二十四日

埼玉県知事 上田清司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

片倉フィラチャー

埼玉県熊谷市本石二丁目百三十五番外

### ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の住所

（変更前）片倉工業株式会社 代表取締役 竹内彰雄

東京都中央区銀座一丁目十九番七号

（変更後）片倉工業株式会社 代表取締役 竹内彰雄

東京都中央区明石町六番四号

## 八 変更年月日

平成二十三年十月十七日

## 二 届出年月日

平成二十四年四月十三日

## 二 縦覧期間

平成二十四年四月二十四日から平成二十四年八月二十四日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

### イ 意見書提出期間

平成二十四年四月二十四日から平成二十四年八月二十四日まで

### ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告示

埼玉県告示第五百五十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年四月二十四日

埼玉県知事 上田清司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

加須カタクラパーク

埼玉県加須市大門町二十番五十八号

### ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の住所

（変更前）片倉工業株式会社 代表取締役 竹内彰雄

東京都中央区銀座一丁目十九番七号

（変更後）片倉工業株式会社 代表取締役 竹内彰雄

東京都中央区明石町六番四号

## 八 変更年月日

平成二十三年十月十七日

## 二 届出年月日

平成二十四年四月十三日

## 二 縦覧期間

平成二十四年四月二十四日から平成二十四年八月二十四日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

### イ 意見書提出期間

平成二十四年四月二十四日から平成二十四年八月二十四日まで

### ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課



## 告 示

埼玉県告示第五百五十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年四月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 届出の概要等

#### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

カワチ薬品幸手店 バースデイ幸手店

埼玉県幸手市大字上高野字菩薩前千四百番地外

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称

（変更前）カワチ薬品幸手店

（変更後）カワチ薬品幸手店 バースデイ幸手店

大規模小売店舗を設置する者

（変更前）株式会社カワチ薬品 代表取締役 河内 伸二

栃木県小山市大字卒島千二百九十三番地

（変更後）株式会社カワチ薬品 代表取締役 河内 伸二

栃木県小山市大字卒島千二百九十三番地

株式会社しまむら 代表取締役 野中 正人

埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目十九番四号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人あつては代表者の氏名

（変更前）株式会社カワチ薬品 代表取締役 河内 伸二

栃木県小山市大字卒島千二百九十三番地

（変更後）株式会社カワチ薬品 代表取締役 河内 伸二

栃木県小山市大字卒島千二百九十三番地

株式会社しまむら 代表取締役 野中 正人

埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目十九番四号

### 八 変更年月日

平成二十四年四月十二日

### 二 届出年月日

平成二十四年四月十二日

二 縦覧期間

平成二十四年四月二十四日から平成二十四年八月二十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十四年四月二十四日から平成二十四年八月二十四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告 示

埼玉県告示第五百五十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年四月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

カワチ薬品幸手店 バースデイ幸手店

埼玉県幸手市大字上高野字菩薩前千四百番地外

### ロ 変更の概要

大規模小売店舗内の店舗面積の合計

（変更前）二千七百九十一平方メートル

（変更後）三千七百五十四平方メートル

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数一九七台

（変更後）位置 図面省略 収容台数一八一台

駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 九〇台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 五五台

荷さばき施設の位置及び面積

（変更前）位置 図面省略 面積 一二〇平方メートル

（変更後）位置 図面省略 面積 一八三平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び面積

（変更前）位置 図面省略 面積 七一立方メートル

（変更後）位置 図面省略 面積 四五立方メートル

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前九時から午後十時

（変更後）カワチ薬品棟 午前九時から午後九時四十五分

バースデイ棟 午前十時から午後八時

来店者が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前八時四十五分から午後十時三十分

（変更後）午前八時三十分から午後十時

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

（変更前）午前七時から午後九時

（変更後）午前六時から午後十時

八 変更年月日

平成二十四年十二月十三日

二 届出年月日

平成二十四年四月十二日

二 縦覧期間

平成二十四年四月二十四日から平成二十四年八月二十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十四年四月二十四日から平成二十四年八月二十四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告 示

埼玉県告示第五百五十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、嵐山中部土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十四年四月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 就任

職名	氏名	住 所
理事	松本光芳	埼玉県比企郡嵐山町大字吉田二千百五十一番地一
同	青木ヨシ子	同 越畑六百八十一番地
同	青木克行	同 同 六百七十三番地
同	強瀬秋晴	同 同 八百十一番地
同	市川光谷	同 同 千四百五十七番地
同	市川公一	同 同 千六百五十八番地
同	田畑数雄	同 同 勝田八百五十八番地
同	杉田幸男	同 同 広野四百八番地二
同	永嶋俊雄	同 同 五百九十番地
同	大澤直之	同 同 千六十五番地
同	権田勝	同 同 千二百七十六番地
同	奥田定男	同 同 杉山八百十四番地一
同	初雁秀男	同 同 六百四十一番地
同	内田二三央	同 同 九百七十九番地
同	田幡正幸	同 同 太郎丸十六番地
同	中村利男	同 同 五百六番地
監事	田嶋高義	同 同 越畑九百九十八番地
同	小林一夫	同 同 広野五百八十三番地
同	内田芳男	同 同 杉山九百八十番地

## 二 退任

職名	氏名	住 所
理事	松本光芳	埼玉県比企郡嵐山町大字吉田二千百五十一番地一
同	馬場章夫	同 同 越畑五百番地
同	中村文雄	同 同 六百四十二番地
同	福島一雄	同 同 千二百一番地



# 告示

埼玉県告示第五百五十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、北田土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があつた。

平成二十四年四月二十四日

埼玉県知事 上田清司

## 一 就任

職名	氏名	住所
理事	飯嶋康夫	埼玉県比企郡嵐山町大字古里六百二十二番地
同	吉場道雄	同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同
同	飯嶋一郎	同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同
同	舍利弗孝幸	同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同
同	横瀬秀男	同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同
同	田島基行	同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同
同	飯島健司	同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同
同	矢嶋勝雄	同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同
同	新井慶治	同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同
同	轟恒男	同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同
同	青木渡	同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同
同	吉場國恭	同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同
同	矢嶋彰	同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同
同	矢部勝美	同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同
同	安藤進二	同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同
同	千野良一	同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同
同	飯島高司	同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

## 二 退任

職名	氏名	住所
理事	飯嶋康夫	埼玉県比企郡嵐山町大字古里六百二十二番地
同	吉場道雄	同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同
同	飯嶋一郎	同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同
同	舍利弗孝幸	同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同
同	横瀬秀男	同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同
同	田島基行	同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同





# 告 示

埼玉県告示第五百五十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、嵐山南部土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十四年四月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 就任

職 名 氏 名 住 所

理 事 岡 本 昭 男 埼玉県比企郡嵐山町大字鎌形千六百二十四番地七

## 二 退任

職 名 氏 名 住 所

理 事 岡 本 正 作 埼玉県比企郡嵐山町大字鎌形千六百二十四番地七

# 告示

埼玉県告示第五百五十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、上福田土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十四年四月二十四日

埼玉県知事 上田清司

## 一 就任

職名	氏名	住所
理事	岩崎千秋	埼玉県比企郡滑川町大字福田三千七百七十八番地
同	松本知義	同 同 同 三千二百九十二番地二
同	岩崎富夫	同 同 同 三千三百三十二番地
同	岩崎文雄	同 同 同 三千二百九番地
同	石川宇一	同 同 同 二千七百四十九番地
同	神山昌美	同 同 同 三千三百二十四番地
同	木村秀夫	同 同 同 二千九百十二番地
同	小久保透	同 同 同 三千七百三十八番地
同	堀口壽雄	同 同 同 三千六百七十九番地二
同	堀口静弘	同 同 同 嵐山町むさし台二丁目二十七番地一
同	吉田辰雄	同 同 同 ファミリー 二〇一号
同	吉田富士男	同 同 同 滑川町大字福田三千三百六十六番地二
同	吉田政史	同 同 同 同 同 三千六百二十一番地
同	吉田洋一	同 同 同 同 同 三千三百四番地
同	高根一郎	同 同 同 同 同 二千八百十二番地
同	吉田政彦	同 同 同 同 同 二千七百六十五番地
同	吉田政彦	同 同 同 同 同 二千七百六十七番地
同	神山松男	同 同 同 同 同 二千三百五十七番地

## 二 退任

職名	氏名	住所
理事	岩崎千秋	埼玉県比企郡滑川町大字福田三千七百七十八番地
同	松本知義	同 同 同 三千二百九十二番地二
同	岩崎富夫	同 同 同 三千三百三十二番地
同	岩崎文雄	同 同 同 三千二百九番地
同	石川宇一	同 同 同 二千七百四十九番地



# 告示

埼玉県告示第五百五十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、中条星宮土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があつた。

平成二十四年四月二十四日

埼玉県知事 上田清司

職名	氏名	住所
理事	中山福壽	埼玉県熊谷市上中条九百七十四番地一
同	小林一夫	同 今井千二百四十一番地
同	中村一郎	同 上中条二千百六十番地
同	吉田重夫	同 四方寺五十六番地
同	内田靖次	同 下川上五百二十三番地
同	吉岡聡司	同 四百七十六番地
同	江守昇	同 大塚二百九十二番地一
同	大崎勝眞	同 上中条四百十九番地
同	横山達一	同 七百四十四番地一
同	稲村日出男	同 八百七十一番地一
同	柿沼憲治	同 千一番地
同	堀口照平	同 千二百九十五番地
同	吉野実	同 千四百十五番地
同	小林映雄	同 千六百四十五番地一
同	石原喜平	同 二千四百七十七番地
同	大野進一	同 今井百四十四番地
同	岡田稔	同 九百四十七番地
同	石川友次	同 上川上五百八十六番地三
同	関口義夫	同 行田市大字南河原千五百十八番地
同	磯川邦夫	同 同 千三十九番地

# 告示

埼玉県告示第五百六十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第二項において準用する同法第十八条第十六項の規定により、平成二十四年四月十八日解散認可した清算法人中条星宮土地改良区から清算人に就任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十四年四月二十四日

埼玉県知事 上田清司

清算人の氏名及び住所

氏名	住所
中山 福壽	埼玉県熊谷市上中条九百七十四番地一
小林 一夫	同 今井千二百四十一番地
中村 一郎	同 上中条二千百六十番地
吉田 重夫	同 四方寺五十六番地
内田 靖次	同 下川上五百二十三番地
吉岡 聡司	同 四百七十六番地
江守 昇	同 大塚二百九十二番地一
大崎 勝眞	同 上中条四百十九番地
横山 達一	同 七百四十四番地一
稲村 日出男	同 八百七十一番地一
柿沼 憲治	同 千一番地
堀口 照平	同 千二百九十五番地
吉野 実	同 千四百十五番地
小林 映雄	同 千六百四十五番地一
石原 喜平	同 二千四百七十七番地
大野 進一	同 今井百四十四番地
岡田 稔	同 九百四十七番地
石川 友次	同 上川上五百八十六番地三
関口 義夫	同 行田市大字南河原千五百十八番地
磯川 邦夫	同 同 千三十九番地

# 告示

埼玉県告示第五百六十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十七条第二項の規定により、次の土地改良区の解散を平成二十四年四月十八日認可した。

平成二十四年四月二十四日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

中条星宮土地改良区

二 事務所所在地

熊谷市

# 告 示

埼玉県告示第五百六十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を平成二十四年四月十八日認可した。

平成二十四年四月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 名称

鴻巣市箕田土地改良区

## 二 事務所所在地

鴻巣市

# 告 示

埼玉県告示第五百六十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画決定の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年四月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称

毛呂山・越生都市計画下水道

二 都市計画を変更する土地の区域

イ 追加する部分

毛呂山町大字市場、下川原

ロ 削除する部分

なし

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、毛呂山町役場、越生町役場、鳩山町役場及び毛

呂山・越生・鳩山公共下水道組合

四 縦覧期間

平成二十四年四月二十五日から

平成二十四年五月八日まで



# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第六十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年四月二十四日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

## 一 許可番号

平成二十四年三月二十七日

指令川建セ第二三 一二四 号

## 二 検査済証番号

平成二十四年四月十九日

川建セ第二四 三号

## 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字都五一番四、五一番四一、五一番四二

## 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県東松山市松本町一丁目九番四五号

コーポ住研株式会社 代表取締役 中村 正夫

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第六十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十四年四月二十四日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

指 定 番 号	四号
指定道路の種類	建築基準法 第四十二条 第一項第四号
指定の年月日	平成二十四年四月 十六日
指 定 道 路 の 位 置	埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東久保二十七ノ三十二 ノ六 一 埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東久保三十一ノ二ノ 一 埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東久保二十二ノ四ノ千 五百二十ノ八 埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字水堀二百二十一ノ二百 十二 埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字水堀二百十二ノ二百十 一ノ一 埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字水堀 百二十七ノ二百 十一ノ一
指定道路の延長 (単位メートル)	二十五・〇〇メートル 二十九・〇〇メートル 三十六・〇〇メートル 八十三・七〇メートル 五十一・〇〇メートル 百十五・〇〇メートル
指定道路の幅員 (単位メートル)	四・〇〇メートル 五・〇〇メートル 二・九〇 三・一〇メートル 六・〇〇メートル 六・〇〇 六・二〇メートル 〇・六〇 三・五〇メートル

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第六十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条の五第二項の規定により

同法第八十六条第一項の規定による認定を取り消したので、次のとおり公告する。

平成二十四年四月二十四日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

認定取消 番号	認定取消 年月日	対象区域	既認定 番号	既認定 年月日
第一号	平成二十四年 四月十六日	埼玉県朝霞市大字 溝沼字稲荷久保千 八百九十番十、大字 膝折字上ノ原二番 三十四	第四号	平成二十三年 九月十四日

# 告 示

## 埼玉県病院事業告示第十一号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十四年四月二十四日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び予定数量

新生児代謝異常症スクリーニング用タンデムマスシステムの賃貸借 一式

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 履行期間

平成24年12月1日から平成29年11月30日まで

### (4) 納入場所

埼玉県さいたま市岩槻区馬込2100番地 埼玉県立小児医療センター

### (5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送（書留郵便に限る）又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示（平成22年埼玉県告示第1075号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

## 3 入札書の提出場所等

(1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-13-3

埼玉県病院局経営管理課 入札担当 柳・三谷

電話048-830-5973（直通） ファクシミリ048-830-4905

(2) 仕様に関する問い合わせ先

〒339-8551 埼玉県さいたま市岩槻区馬込2100

埼玉県小児医療センター 検査技術部 飯田

電話048-758-1811 ファクシミリ048-758-1818

(3) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)

(4) 入札説明会

なし。

(5) 入札書の受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成24年6月4日(月)午前11時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成24年6月1日(金)午後5時まで(必着)

なお、郵送により提出する場合は、書留郵便によること。

(6) 開札の場所及び日時

埼玉県病院局経営管理課 平成24年6月4日(月)午前11時30分

開札への立会いは不要とする。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約希望金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病院事業財務規程(平成14年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。)第134条第

2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約単価に予定数量を乗じた金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す必要な書類を平成24年5月18日（金）午後4時までに次のいずれかの方法で提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を前記3(1)の場所へ郵送又は持参により提出する。なお、郵送による場合は、書留郵便とし期限内に必着のこと。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成14年病院事業管理規程第9号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第136条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 支払条件

発注者は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(9) その他詳細は、入札説明書による。



5 Summary

(1) Nature of Services Required:

Neonatal Screening Using Tandem Mass Spectrometry System

(2) Time-limit for tender:

11:00 a.m., June 4, 2012 (bidding by registered mail must be received  
by 5:00 p.m., June 1, 2012)

(3) Contact Information:

Hospital Management Division, Prefectural Hospitals Bureau,  
Saitama Prefectural Government, takasago 3-13-3, Urawa-ku, Saitama-shi,  
Saitama-ken 330-0063 Japan, Telephone: 048-830-5973